

# 令和3年2月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日（木）

## 議 事 録

会 議 名 令和3年2月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年2月25日(木)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時25分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員(農業委員)

小林 久夫 白幡 武悟 齋藤 勝明 高山 貢一

青木 久真 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

細田 光一 加藤 幹夫

計 9 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) なし

議事録署名 白幡 武悟 齋藤 勝明

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年2月の農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中であることから、出席委員を減らしての総会となります。

本日は、農業委員7名の出席でございます。

推進委員2名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和3年2月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、白幡武悟委員、齋藤勝明委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議を行い

ます。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

## 事務局

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇の〇〇〇〇さん名義の土地を同じく〇〇の〇〇〇〇さんが売買により取得する案件でございます。

資料1ページから8ページが許可申請書関係になります。

9ページが案内図になります。

申請地は〇〇田んぼで〇〇〇〇〇〇の東側、申請地と示している箇所になります。

この土地については、令和2年1月1日から、農地中間管理事業により地権者の〇〇〇〇さんと農林公社との間で貸借が開始しており、今回の譲受人の〇〇〇〇さんへ転貸が行われている状況でした。ですので、今回の農地の売買による所有権移転を行う際には、3者間の契約解除が必要となります。1月22日付けで合意解約を行っておりますので、本申請を受理しております。

10ページは土地の全部事項証明になります。

11ページは公図の写し。

12ページは作付け計画書。

12ページ、13ページは印鑑証明書になります。

14ページは委任状になります。

本案件の申請でございますが、先ほど説明しましたとおり、農林公社との合意解約が行われた1月22日に申請を受けておりますが、申請後の1月31日に譲渡人の〇〇〇〇さんが亡くなっております。一般的に、被相続人の売買契約は相続人が被相続人の地位を承継いたしますので、許可の申請も相続人が承継することになります。つまり、申請時は〇〇〇〇さんをご存命だったので、申請は成立し、本総会にて審議することに問題はございません。また、許可がおりたとした場合、その許可証は〇〇〇〇さん名で発行することになりますが、その許可についても相続人に対して有効に成立するものと判断いたします。農地法第3条の規定により譲渡人の能力等を考慮しない、つまり、農地を取得する譲受人の審査で判断すべきとあります。

それでは、改めて譲受人の審査に移りますが、〇〇〇〇さんは〇〇地区で営農されている農家で、認定農業者でもいらっしゃいます。農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

## 議長

担当地区委員の大塚俊雄委員ですが、本日招集していないため、事務局より意見等の代読をお願いします。

## 事務局

大塚委員の意見でございますが、2月19日に現地の方を確認していただきました。申請地の隣が〇〇〇〇さんの所有する〇〇〇〇〇〇〇〇の田んぼと一枚で耕うんされている状況で、この先も健全に営農されていくであろうと見受けられる。特に問題はないとのことでした。

## 議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

現地を見てきましたが、きれいになっていて問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定しました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。秋山局長よろしくをお願いします。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・別段の面積について
- ・農地流動化奨励金について
- ・人・農地検討会について
- ・視察について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。加藤推進委員、羽貫地区の農地中間管理事業の状況はどうですか。

加藤幹夫推進委員

羽貫地区の農地中間管理事業の進捗状況ですが、3月1日に羽貫コミュニティーセンターで事務局と耕作者とで座談会を行いました。地権者についてはいつになるかわかりませんが、アンケートを実施したいと考えております。

議長

わかりました。続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

3月25日木曜日、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(10:25閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年2月25日

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---